（基幹放送局の開設の根本的基準の一部改正）

第二条　基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（国内放送を行う基幹放送局） **第三条**　国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあっては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号又は第六号ロの規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。 ［一～六　略］ ［２・３　略］	（国内放送を行う基幹放送局） **第三条**　国内放送（地上基幹放送に限る。以下同じ。）を行う基幹放送局は、次の各号（受信障害対策中継放送を行う基幹放送局にあっては、第一号及び第二号）の条件を満たすほか、当該基幹放送局が特定地上基幹放送局の場合にあつては、電波法第七条第二項第四号ハの規定により、特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局の場合にあつては、当該地上基幹放送局を用いて地上基幹放送の業務を行おうとする者が、同項第五号の規定により、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第九十一条第一項の基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であることに適合しなければならない。 ［一～六　同上］ ［２・３　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由亨有基準の特例に関する省令の一部改正）

第三条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由亨有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～三十七　略］ 三十八　認定特定放送番組同一化実施方針　法第百十六条の五第四項に規定する認定特定放送番組同一化実施方針をいう。 （認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例） **第十条**　一の法人又は団体が認定特定放送番組同一化実施方針を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定特定放送番組同一化実施方針に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 ［２　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～三十七　同上］ 三十八　認定経営基盤強化計画　法第百十六条の五第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。 （認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例） **第十条**　一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 ［２　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	